

セーフティプロモーションスクールの理念と認証制度

藤 田 大 輔

大阪教育大学 学校危機メンタルサポートセンター

Philosophy and Certification System of Safety Promotion School

Daisuke Fujita

National Mental Support Center for School Crisis, Osaka Kyoiku University

抄録

セーフティプロモーションスクールとは、平成24年5月に閣議決定された教育振興基本計画に示された「自助・共助・公助」の理念のもと、わが国独自の学校安全の考え方を基盤とする包括的な安全推進に取り組む学校を対象として新たに国の支援を受けて創設された認証制度である。この認証にあたっては、「教職員・児童（生徒・学生・幼児を含む）・保護者、さらには子どもの安全に関わる地域の機関や人々が学校安全の重要性を共感し、そして『チーム学校』として組織的かつ継続可能な学校安全の取り組みが着実に協働して実践され展開される条件が整備されている学校」とであると評価されることが必要とされる。具体的には、「セーフティプロモーションスクールの7つの指標」に基づいて、学校独自の学校安全（生活安全・災害安全・交通安全）の推進を目的とした中期目標・中期計画が明確に設定され、その目標と計画を達成するための組織の整備と S-PDCAS（Strategy- 方略：Plan- 計画：Do- 実践：Check- 評価：Act- 改善：Share- 共有）サイクルに基づいた学校安全の取り組みが展開されていることを客観的な資料に基づいて他校の実践経験者（セーフティプロモーションスクール推薦委員）に説明し、その成果が確認されることが条件とされる「共感」と「協働」を基盤とした学校安全の認証制度である。

キーワード：セーフティプロモーションスクール、学校安全、S-PDCAS サイクル、共感と協働

1. セーフティプロモーションスクールとは

大阪教育大学では、平成13年6月8日に発生した附属池田小学校事件の反省と教訓を基に、事件の再発防止と学校における安全教育と安全管理、そして組織活動の有機的連携を含めた包括的かつ持続可能な学校安全の推進を目指した「セーフティプロモーションスクール」の普及に取り組んでいるところである。このセーフティプロモーションスクール（Safety Promotion School: SPS）とは、かつてスウェーデン王国のカロリンスカ研究所に設置されていた WHO Collaboration Centre on Community Safety Promotion（WHO-CCCSP）が推進していた International Safe School（ISS）の考え方や英国 UNICEF が推進している Child Friendly School（CFS）の考え方などを参考に、平成24年5月に閣議決定されたわが国の教育振興基本計画に示された「自助・共助・公助」の理念のもと、筆者が、わが国独自の学校安全の考え方や「共感と協働」の視点を基盤とする包括的な学校安全の推進を支援することを目的として構築した取り組みである。具体的には、表1に示すセーフティプロモーションスクールの理念となる「7つの指標」に基づいて、学校独自の学校安全（生活安全・災害安全・交通安全）の推進を目的とした中期目標・中期計画を明

確に設定し、その目標と計画を達成するための組織の整備と S-PDCAS サイクルに基づく実践と協働、さらに分析による客観的な根拠に基づいた評価の共有が継続されていると認定された学校を「セーフティプロモーションスクール」として認証しようとする取り組みである。特に学校における安全推進の取り組みの実践と成果を、学校から家庭へ、地域へ、そして近隣の学校へと発信し共有していこうとする「共感と協働」の視点が特徴とされる制度である。

このようにセーフティプロモーションスクールの認証にあたっては、「安全が確保された、完成された安全な学校」であることが基準とされるのではなく、「教職員・児童（生徒・学生・幼児を含む）・保護者、さらには子どもの安全に関わる地域の機関や人々が学校安全の重要性を共感し、そして『チーム学校』として組織的かつ継続可能な学校安全の取り組みが着実に協働して実践され展開される条件が整備されている学校」とであると評価されることが重要である。言い換えれば「セーフティプロモーションスクール」とは、包括的かつ協働的な学校安全の推進をゴール（目標）とするスタートラインに立っていると評価された学校であるといえるのである。そして後述する「日本セーフティプロモーションスクール協議会」による実地審査の結果、セーフティプロモーション

表1. セーフティプロモーションスクールの7指標

指標1 (組織)	学校内に、「学校安全コーディネーター」等を中心とする学校安全推進のための「学校安全委員会」が設置されている。
指標2 (方略)	学校において、「生活安全」・「災害安全」・「交通安全」の分野ごとに、セーフティプロモーションの考え方に基づいた「中期目標・中期計画（3年間程度）」が設定されている。
指標3 (計画)	学校安全委員会において、「中期目標・中期計画」に基づいた学校独自の学校安全推進のための「年間計画」が、「安全教育」・「安全管理」・「安全連携」の領域ごとに具体的に策定されている。
指標4 (実践)	「年間計画」に基づいて、学校安全委員会を中心に、学校関係者が参加して、学校安全推進のための活動が年間を通じて継続的に実践されている。
指標5 (評価)	学校安全委員会において、実践された学校安全推進に関わる活動の成果が定期的に報告され、それぞれ分析に基づく明確な根拠をもとに学校安全推進活動に対する評価が行われている。
指標6 (改善)	学校安全委員会における次年度の「年間計画」の策定にあたって、それまでの活動成果の分析と評価を参考に、当該校における学校安全に関わる実践課題の明確化と「年間計画」の改善が取り組まれている。
指標7 (共有)	学校安全推進に関わる活動の成果が、当該の学校関係者や地域関係者に広報・共有されるとともに、「協働」の理念に基づいて、国内外の学校への積極的な活動成果の発信・共有と新たな情報の収集が継続的に実践されている。

ンスクールとしての活動実績が評価された学校は、「日本セーフティプロモーションスクール協議会」との間に「セーフティプロモーションスクール協定書」を締結し、学校の安全に対する分析と評価を基盤とする未来志向に基づいた協働的な安全推進の取り組みを持続的に推進していくことが期待されている。さらに可能であれば、他のセーフティプロモーションスクールに認証された学校との間に安全を協働して推進することを目的とした「セーフティプロモーションスクールネットワーク」を構築し、日本国内はもとより学校安全に関わる多くの課題を共有するアジア・太平洋地域や、さらにはアメリカやヨーロッパ地域を含めた全世界にセーフティプロモーションスクールの理念を基盤としつつ、わが国の優れた学校安全推進の取り組みを発信・共有することを通じて相互に安全推進の成果を協働的に高めあう活動へと発展させていきたいと考えているところである。

大阪教育大学では、わが国におけるセーフティプロモーションスクールの一層の普及とその活動の発展を継続的に支援していきたいと考え、平成26年10月11日に、学校危機メンタルサポートセンター内に「日本セーフティプロモーションスクール協議会」を設立し、平成27年3月6日に、大阪教育大学附属池田小学校、大阪教育大学附属池田中学校並びに東京都台東区立金竜小学校との間に「セーフティプロモーションスクール協定書」を締結し、この3校をセーフティプロモーションスクールに認証した。その後、平成28年3月7日には、京都市立養徳小学校を新たにセーフティプロモーションスクールに認証した。このようにセーフティプロモーションスクール認証の取り組みは、まだ緒に就いたばかりであるが、平成27年3月13日の第189回国会の衆議院予算委員会では、内閣総理大臣から「平成13年の附属池田小学校事件を教訓とした大変に先進的な取り組みである」¹⁾との評価を受け、さらに続く3月25日の衆議院文部科学委員会においても、文部科学大臣から「附属池田小学校事

件を教訓とした極めて意義深い制度である」²⁾と評価を受けることができた。そして平成28年度の文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課の「学校健康教育の推進」の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」の中に、「セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考に地域の学校安全関係者（有資格者等）、関係機関及び団体との連携・協力」³⁾という新たな国の事業として位置づけられ、わが国におけるセーフティプロモーションスクールの認証・普及への取り組みが、文部科学省並びに都道府県・政令指定都市教育委員会の支援を受けつつ日本各地の学校園で開始されたところである。

2. セーフティプロモーションスクールの認証プロセスについて

「セーフティプロモーションスクール」の認証を受けるためには、認証を希望する学校において、次の図1の①～⑨に記載したプロセスに従ってセーフティプロモーションスクールの活動に関わる取り組みを進めることが必要となる。

①校長のリーダーシップの下に、前述した「セーフティプロモーションスクールの7指標（表1）」の達成を目指した取り組みを開始することを、教職員・児童（生徒・学生・幼児を含む）・PTA・地域における子どもの安全に関わる機関や活動団体の代表者等との間で共有する。そのSPS認証活動の開始を決定するにあたって必要があれば、学校長から「日本セーフティプロモーションスクール協議会」に対し「SPS事前打合せ（SPS事前研修）」の開催依頼を申し出て、同協議会の協力のもと、当該校内でSPS活動の展開に関わる教職員等を対象とした事前研修を開催する。

②セーフティプロモーションスクールの認証を希望する

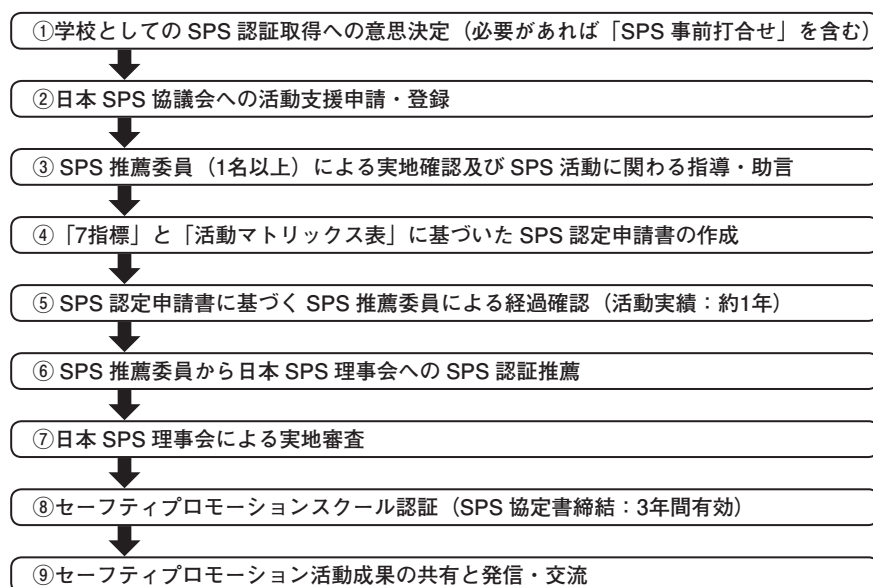


図1. セーフティプロモーションスクールの認証プロセス

学校長から、「日本セーフティプロモーションスクール協議会」へ「セーフティプロモーションスクール認証支援申込書」と「セーフティプロモーションスクール登録書」を提出する。

- ③上記の認証支援申請を受けた「日本セーフティプロモーションスクール協議会」は、当該校へ「日本セーフティプロモーションスクール協議会」の「理事」もしくは「セーフティプロモーションスクール推薦委員」を派遣し、「実地確認」を行う。実地確認を受けた学校は、日本セーフティプロモーションスクール協議会から派遣された「理事」もしくは「推薦委員」の指導・助言及び協力のもと、「セーフティプロモーションスクールの7指標」に基づいた「活動マトリックス表」（表2参照）を作成し、当該校の校務分掌及び年

間学校安全計画中にセーフティプロモーションスクールに関わる取り組みを位置づける。

- ④認証支援申請校における「活動マトリックス表」の作成にあたっては、「日本セーフティプロモーションスクール協議会」から派遣された「理事」もしくは「推薦委員」と、当該校の管理職及び大阪教育大学が認定した「学校安全コーディネーター」等の資格を有する教職員が協力して、中期計画の期間となる3年間の間に達成可能な内容を考慮した「活動マトリックス表」を作成する。その際、最初の中期計画の3年間のうちに「活動マトリックス表」のすべてのマトリックスを埋める活動を展開することは必須ではなく、次期中期計画を視野に入れたマトリックス表の作成であっても支障はない。繰り返しとなるが、セーフティプロ

表2. セーフティプロモーションスクールの「活動マトリックス」

分野	領域	計画 Plan	実践 Do	評価 Check	改善 Act	共有 Share
生活安全 ・外傷予防 ・犯罪予防	安全教育					
	安全管理					
	安全連携					
災害安全 ・地震対策 ・風水雪害対策 ・火山対策 ・火災予防	安全教育					
	安全管理					
	安全連携					
交通安全 ・被害予防 ・加害予防	安全教育					
	安全管理					
	安全連携					

モーションスクールは「安全が完成された学校」を認証する制度ではないため、最初の「セーフティプロモーションスクール認証申請書」を作成した段階で表2に示した「活動マトリックス表」の45項目の内容をすべて設定・実践している必要はなく、最低限として、「生活安全」・「災害安全」・「交通安全」の少なくとも1つの分野（3領域：「安全教育」・「安全管理」・「安全連携」）の15個の「活動マトリックス表」中に、S-PDCAS（Strategy- 方略：Plan- 計画：Do- 実践：Check- 評価：Act- 改善：Share- 共有）サイクルに基づいて展開されている具体的な取り組みが確認できれば「認証推薦」を受けることが可能である。さらにこの取り組みにおいて、後述する「セーフティプロモーションスクール推進員」の資格認定を受けた教職員やチーム学校関係者が、当該校におけるセーフティプロモーションスクールの認証活動に協働的に参加していることが確認されることも「認証推薦」の重要な観点となる。

- ⑤ 認証支援申請校において、活動開始からおおよそ1年間のセーフティプロモーションスクールの取り組みの成果を取りまとめた「セーフティプロモーションスクール認証申請書」を作成する。この「セーフティプロモーションスクール認証申請書」の作成にあたっては、基本的に「セーフティプロモーションスクール」の認証を目指した取り組みの開始から1年間程度の活動実践（実績）とその評価に基づいて作成されることになるが、当該校において、もしセーフティプロモーションスクールの認証を目指した取り組みを開始するまでに実践していた学校安全の推進に関わる取り組みの実績（概ね3年以内の実績）があれば、先行実績として「セーフティプロモーションスクール申請書」に含むことが可能である。なおこの「セーフティプロモーションスクール認証申請書」は母国語（日本語）で作成するものとする。

- ⑥ 認証支援申請校からの「セーフティプロモーションスクール認証申請書」の提出を受け、「日本セーフティプロモーションスクール協議会」は「推薦委員」を当該校へ派遣し、その推薦委員による「経過確認」を実施する。実地確認を受けた認証支援申請校は、派遣された推薦委員による「実地確認」に基づいて作成された「認証推薦書」を添えて、「日本セーフティプロモーションスクール理事会」へ「実地審査」の実施を申し出る。なお「日本セーフティプロモーションスクール理事会」へ提出された認定申請書は、前述した成果の「共有」の観点から、セーフティプロモーションスクールの認証校間における情報の発信と成果の共有を目的として活用されることに同意の上、日本セーフティプロモーションスクール協議会のホームページ

等を通じて公開される。

- ⑦ 提出された「セーフティプロモーションスクール認定申請書」をもとに「日本セーフティプロモーションスクール協議会」から派遣された「理事」による「実地審査」を経て、「日本セーフティプロモーションスクール協議会」との間に「セーフティプロモーションスクール協定書」が締結される。この「実地審査」では、学校長によるセーフティプロモーションスクールの認証を目指した取り組みの経緯・成果の説明と校内実地見学以外に、セーフティプロモーションスクールの取り組みに参加した児童生徒等の代表及びPTAや地域機関や住民代表者等への聞き取りも重要な実地審査事項に含まれる。
- ⑧ 「セーフティプロモーションスクール」に認証された後に日本セーフティプロモーションスクール協議会と認証校の間で締結される「セーフティプロモーションスクール協定書」の有効期間は3年間である。そのためセーフティプロモーションスクールの認証を受けた学校がセーフティプロモーションスクールであり続けていくためには、3年ごとに、日本セーフティプロモーションスクール協議会による再認証を受け、学校安全推進の取り組みを着実に継続していくことが必要となる。
- ⑨ セーフティプロモーションスクールに認証された学校には、認証後の重要な活動として、「活動マトリックス表」に記載された活動の着実な継続と発展に加えて、セーフティプロモーションに関わる自校の優れた取り組みの成果の発信と共有や、他校の取り組みに関する情報収集の継続を積極的に努めていくことも必要とされる。

3. セーフティプロモーションスクールの活動を支える組織と役割について

大阪教育大学では、セーフティプロモーションスクールの活動を継続・発展させていくことを目的として、前述したように学校危機メンタルサポートセンター内に「日本セーフティプロモーションスクール協議会」を設立している。この協議会は、「日本セーフティプロモーションスクール理事会」と「セーフティプロモーションスクール推薦委員会」から構成されており、このうち「日本セーフティプロモーションスクール理事会」は学校危機メンタルサポートセンターのスタッフが理事として運営にあっている。一方、セーフティプロモーションスクールの学校現場での活動を支援する人材として「セーフティプロモーションスクール推薦委員」、「学校安全コーディネーター」及び「セーフティプロモーションスクール推薦委員」の3種類の専門職種の資格制度を

新たに創設し、大阪教育大学がその人材養成と資格の認定を行っている。

(1) セーフティプロモーションスクール推薦委員

日本セーフティプロモーションスクール理事会では、わが国におけるセーフティプロモーションスクール活動の学校教育現場における一層の充実と発展を目的として、セーフティプロモーションスクールの認証活動に実績があると認められた教職員、主にセーフティプロモーションスクールに認証された学校でセーフティプロモーションスクールの活動を主導した実績を持つ教職員に対して、「セーフティプロモーションスクール推薦委員」を委嘱している。この「セーフティプロモーションスクール推薦委員」は、日本セーフティプロモーションスクール理事会の要請により、以下にあげた3件の業務の遂行に協力することに同意が得られた人物で、委嘱期間は、委嘱を受けた日から3年間となっている。

- ①セーフティプロモーションスクール認証支援申請校に出向し、「日本セーフティプロモーションスクール理事会」と協働して、活動の状況を確認（実地確認）し、当該校におけるセーフティプロモーションスクールに関わる具体的な取り組みが、セーフティプロモーションスクールの理念に基づいて効果的かつ着実に展開されるよう指導と助言を行う。
- ②セーフティプロモーションスクール認証支援申請校において作成された「セーフティプロモーションスクール認定申請書」が「日本セーフティプロモーションスクール協議会」へ提出された後、「日本セーフティプロモーションスクール理事会」の要請を受け、申請書に記載されたセーフティプロモーションスクールに関わる取り組みの状況や成果を現地で確認（経過確認）する。
- ③経過確認された活動がセーフティプロモーションスクールの認証に相応しい活動であると評価した場合には、「セーフティプロモーションスクール認証推薦書」を作成し、当該校が作成した「セーフティプロモーションスクール申請書」と共に「日本セーフティプロモーションスクール理事会」に提出する。

(2) 学校安全コーディネーター

「学校安全コーディネーター」の資格は、基礎資格として大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターが開講している「安全主任講習会」を受講し、その上で、同一年度内に開講される「学校安全コーディネーター養成研修」を受講して認定を受ける必要がある。ただし、独立行政法人教員研修センターが開催している「学校安全指導者養成研修」の受講もしくは所属校における1年

間以上の安全主任の実務経験をもって、大阪教育大学の「安全主任講習会」の受講に代えることも可能としている。

「学校安全コーディネーター」は、所属する学校園で学校安全推進の中心的役割を担うとともに、セーフティプロモーションスクールの認証活動の中核を担う人材として「セーフティプロモーションスクール認証申請書」を作成することや、「セーフティプロモーションスクール推薦委員」による実地確認及び経過確認や「日本セーフティプロモーションスクール理事会」による実地審査に協力する必要がある。またセーフティプロモーションスクールに認証された後には、セーフティプロモーションスクールの取り組みに関わる情報の収集と国内外への成果の発信を継続し、その共有に努めることも職務の一部として期待されている。

なお、学校安全コーディネーターの認定期間はセーフティプロモーションスクールの認証期間と同じく3年間とし、「学校安全コーディネーター」でありつづけるためには、大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターが開催する「学校安全コーディネーター養成研修」を3年ごとに受講する必要がある。

(3) セーフティプロモーションスクール推進員

「セーフティプロモーションスクール推進員」の資格は、大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターが開講する「セーフティプロモーションスクール推進員養成セミナー」を受講して認定を受ける必要がある。

「セーフティプロモーションスクール推進員」は、「チーム学校」の一員として、関係する学校園の「学校安全コーディネーター」が取り組むセーフティプロモーションスクールの認証活動に協力して推進する役割を担う。またセーフティプロモーションスクールに認証された後には、「学校安全コーディネーター」と協働して、セーフティプロモーションスクールの取り組みに関わる情報の収集と国内外への成果の発信を継続し、その共有に努めることも職務の一部として期待されている。

なお、セーフティプロモーションスクール推進員の認定期間もセーフティプロモーションスクールの認証期間と同じく3年間とし、「セーフティプロモーションスクール推進員」でありつづけるためには、大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターが開催する「セーフティプロモーションスクール推進員養成セミナー」を3年ごとに受講する必要がある。

4. セーフティプロモーションスクール認証に関わる経費等について

日本セーフティプロモーションスクール協議会の指導のもとに「セーフティプロモーションスクール：SPS」の認証を受けようとする場合、以下の7件の旅費や経費が必要となる。（なお、下記の1，6，7の3件の経費

については、当該校の状況により計上しなくてもよい。)

1. SPS 活動開始前の相談打合せに関わる理事等の派遣旅費・謝金
2. SPS 活動開始時の推薦委員の派遣旅費・謝金
3. SPS 実地確認（申請書作成）時の推薦委員の派遣旅費・謝金
4. SPS 実地審査時の理事の派遣旅費・謝金
5. SPS 認証盾・認証旗授与時の理事の派遣旅費・謝金
6. SPS 活動に関わる校内教職員研修への講師派遣旅費・謝金
7. SPS 活動の効果的な展開を目的として、SPS 実践校の教職員が、大阪教育大学が主催する「学校安全主任講習会」、「学校安全コーディネーター養成研修」、「セーフティプロモーションスクール推進員養成セミナー」に参加するための出張旅費

これら7件の経費については、文部科学省初等中等教育局の「防災教育を中心とした実践的安全教育総合支援事業」の中の「セーフティプロモーションスクール等の先進事例を参考に地域の学校安全関係者（有資格者等）、関係機関及び団体との連携・協力」の事業予算から支出することが可能となっている。そのためセーフティプロモーションスクールの認証活動の開始を検討している学校園は、所管する都道府県・政令指定都市の教育委員会の担当課と相談の上、前述の事業経費の申請を行えば、セーフティプロモーションスクールの認証活動を行う学校がこれらの経費を負担する必要がなくなることとなる。ただし、当該校の「学校安全コーディネーター」や「セーフティプロモーションスクール推進員」が、各校におけるセーフティプロモーションスクールの活動成果の共有・発信及び情報収集の活動を行うための旅費等は、上記の事業費では支出できないため、各学校園において対処いただく必要がある。

5. 最後に

大阪教育大学学校危機メンタルサポートセンターに設置した日本セーフティプロモーションスクール協議会

では、平成28年8月末時点で、前述した大阪教育大学附属池田小学校、大阪教育大学附属池田中学校、東京都台東区立金竜小学校と京都市立養徳小学校の4校をセーフティプロモーションスクールに認証している。さらに日本国内では、宿毛市立山奈小学校、大阪市立堀江小学校、大阪市立堀江幼稚園、泉南市立西信達小学校、岐阜市立三里小学校、石巻市立鮎川小学校、大阪市立瓜破中学校、大阪市立新高小学校の8校園、海外では中華人民共和国の深圳市蛇口育才教育集团第四小学、上海市松江区中山小学、上海市闵行区紀王学校の3校の計11校園から「セーフティプロモーションスクール認証支援申込書」を受け取り、それぞれの学校園におけるセーフティプロモーションスクールの活動を支援しているところである。また日本各地の教育委員会や学校の設置者からの問い合わせも増えている状況にある。大阪教育大学では、これらセーフティプロモーションスクールの認証支援活動を通じて、セーフティプロモーションスクールの趣旨に賛同いただいた国内外の学校と協働しながら、平成13年の附属池田小学校事件の反省と教訓を基に、これからも学校安全の一層の普及と充実・発展に取り組んでいきたいと考えているところである。

参考資料

- 1) 第189回国会 予算委員会 第17号（平成27年3月13日（金曜日））：衆議院ホームページ，http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/001818920150313017.htm
- 2) 第189回国会 文部科学委員会 第2号（平成27年3月25日（水曜日））：衆議院ホームページ，http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/009618920150325002.htm
- 3) 10 学校健康教育の推進：07-4 平成28年度文部科学省 概算要求説明資料4，初等中等教育局 文部科学省，http://www.mext.go.jp/component/b_menu/other/_icsFiles/afieldfile/2015/08/28/1361290_4.pdf